

株 式
持 分
の 譲 渡 に 関 する 届 出 書
年 月 日

(宛先)
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
☐内閣総理大臣 (警察庁)
☐内閣総理大臣 (金融庁)
☐総 務 大臣
☐厚生労働大臣
☐農林水産大臣
☐経済産業大臣
☐国土交通大臣 殿
(日本銀行経由)

届 出 者	氏 名			
	住 所		国 籍	
	職 業			
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
		住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)			

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	
	(2) 本 店 の 所 在 地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金	円 (株 (口))
	(5) 事前届出業種に該当 する理由	

	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
2 株 譲 式 渡 (持 しよう 分) と す る	(1) 譲渡しようとする株式(持分)の数量、譲渡価額等	数 量 株(口) 譲 渡 価 額 円(一株(口)当たり 円) 譲渡後の出資比率 % 譲渡後の議決権比率 %		
	(2) 譲 渡 の 時 期			
	(3) 支払の受領の時期			
3 相 手 方	(1) 氏 名 又 は 名 称 及び代表者の氏名			
	(2) 住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	(3) 国 籍 又は 設立国		
	(4) 職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容			
	(5) 譲受後の出資比率 及び議決権比率	譲受後の出資比率 % 譲受後の議決権比率 %		
4 譲 渡 目 的 等	(1) 譲渡しようとする理 由			
	(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法			
5 そ の 他 の 事 項				

届 出 受 理 年 月 日	
及 び 受 理 番 号	

(記入要領)

- 1 届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第 27 条の 2 第 1 項の規定により、法第 27 条第 1 項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等については、本届出書で届け出ることはいない。
- 2 本届出書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出ることの内容に印を付すこと。
- 3 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第 3 条第 4 項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第 3 条第 3 項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる業種又は別表第 1 から別表第 3 までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 4 「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 5 「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 6 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 9 「2 譲渡しようとする株式（持分）」欄中「(1) 譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等」欄中「譲渡後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第 2 条第 7 項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。
「(2) 譲渡の時期」欄について、本届出書受理日において、譲渡の時期が確定していない場合「届出受理日から 6 か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における譲渡の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
「(3) 支払の受領の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の受領の時期が確定していない場合「届出受理日から 6 か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理

日における支払の受領の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

- 10 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 11 「3 相手方」欄中「(3) 国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 12 「4 譲渡目的等」欄中「(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。
- 13 「5 その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。
- 14 本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 15 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の 移転等を行つた年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決 済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格A4）